

事務連絡  
平成30年7月19日

一般社団法人日本補償コンサルタント協会担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室

平成30年7月豪雨による災害の発生に伴う  
補償コンサルタント登録規程における特例措置について

平成30年6月28日に発生した平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）に基づき7月14日付けで公布・施行された平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）及び同月19日付け国土交通省告示第947号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件。以下「特定非常災害告示」という。）に基づき、許認可の存続期間の延長等の措置が実施されることとなりました。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号。以下「規程」という。）においても、登録の有効期間の延長等、下記の特例措置を実施することとしますので、趣旨を十分にご理解の上、各種申請等に当たって適切に対応されますよう傘下の会員企業に対し周知いただきますようお願い致します。

記

1. 登録の有効期間の延長について

特定非常災害特別措置法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益として、特定被災地域（平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）に主たる営業所を有する者が行う以下の登録（平成30年6月28日から同年11月29日の間に登録

の有効期間が満了するものに限ることとし、平成30年6月28日までに更新の手続きが完了しているものを除く。)について、特定非常災害告示により、その有効期間の満了日を一律に平成30年11月30日に延長することとしました。

特定非常災害告示により対象となる登録

- ・ 規程第2条第1項の規定に基づく補償コンサルタントの登録

なお、特定非常災害特別措置法第3条第3項の規定により、指定された特定権利利益や対象者以外であっても、特定非常災害の被害者であり、理由を記載した書面による申し出を行った者についても対象となる場合があります。

## 2. 変更等の届出について

特定非常災害特別措置法第4条第2項の規定により、規程に基づく現況報告書の提出(規程第7条)及び変更等の届出(補規程第8条)、廃業等の届出(規程第10条)について、特定非常災害により本来の期限までに履行されなかった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合には、当該義務の不履行による責任は問われません。

事 務 連 絡  
平成30年7月19日

各地方整備局等  
補償コンサルタント登録事務担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局総務課公共用地室

平成30年7月豪雨による災害の発生に伴う  
補償コンサルタント登録規程における特例措置について

平成30年6月28日に発生した平成30年7月豪雨による災害の被害者の権利利益の保全等を図るため、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）に基づき7月14日付けで公布・施行された平成三十年七月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年政令第211号）及び同月19日付け国土交通省告示第947号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件。以下「特定非常災害告示」という。）に基づき、許認可の存続期間の延長等の措置が実施されることとなりました。

補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号。以下「規程」という。）においても、登録の有効期間の延長等、下記の特例措置を実施することとしますので、趣旨を十分にご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく対応されますようお願い致します。

記

1. 登録の有効期間の延長について

特定非常災害特別措置法第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の特定権利利益として、特定被災地域（平成30年7月豪雨による災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域をいう。以下同じ。）に主たる営業所を有する者が行う以下の登録（平成30年6月28日から同年11月29日の間に登録

の有効期間が満了するものに限ることとし、平成30年6月28日までに更新の手続きが完了しているものを除く。)について、特定非常災害告示により、その有効期間の満了日を一律に平成30年11月30日に延長することとしました。

特定非常災害告示により対象となる登録

- ・ 規程第2条第1項の規定に基づく補償コンサルタントの登録

なお、特定非常災害特別措置法第3条第3項の規定により、指定された特定権利利益や対象者以外であっても、特定非常災害の被害者であり、理由を記載した書面による申し出を行った者についても対象となる場合があります。

## 2. 変更等の届出について

特定非常災害特別措置法第4条第2項の規定により、規程に基づく現況報告書の提出(規程第7条)及び変更等の届出(補規程第8条)、廃業等の届出(規程第10条)について、特定非常災害により本来の期限までに履行されなかった場合であっても、平成30年9月28日までに履行された場合には、当該義務の不履行による責任は問われません。